

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

平成29年4月24日

京都市長 門川 大作

1 空き家等に関する事項（登記情報による。）

- (1) 所在地 京都市東山区本町16丁目310番44
- (2) 建物所有者 繁栄産業株式会社

2 緊急安全措置の内容

当該空き家の敷地に存する樹木（桐2本）の伐採

3 実施日

平成29年3月1日（水）及び平成29年3月7日（火）

（都市計画局まち再生・創造推進室）